



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の活動支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 市長は、まちの美観及び地域環境の保全等を阻害する不法投棄やポイ捨て等（以下「不法投棄等」という。）の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地域環境保全を図るため、パトロール隊の活動に必要な支援を行うことができるものとする。

(団体登録)

第3条 市民等が主体となり継続的に活動を行う団体は、団体登録申請書（様式第1号）により登録することができるものとする。

2 団体登録には、次の要件を必要とする。

- (1) 2年以上継続して年間4回以上の活動を行うことができる団体
- (2) 1団体5名以上200名以内の団体
- (3) 代表者が20歳以上の者であること。

3 申請により登録を認める団体には市長から認定番号を付与するものとする。

4 団体名、代表者等の変更が生じたときは、速やかに市長に団体登録変更届（様式第2号）を提出するものとする。

(活動内容)

第4条 パトロール隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄等のパトロール及び防止啓発
- (2) 不法投棄等の通報及び回収
- (3) 地域の清掃及びまち美化活動
- (4) その他環境美化等に関する活動

2 登録団体は、年1回、市長に活動報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(物品支給)

第5条 市長は、登録団体が活動するための支援として、必要な物品等を支給（以下「物品支給」という。）することができる。

2 物品支給は予算の範囲内で、1団体の限度額は年間5万円とする。ただし、活動の内容及び状況により、市長は支給制限をすることができる。

3 支給する物品等は、消耗品及び原材料とし、原材料の限度額は5万円のうちの3万円以内とする。

4 支給する物品等は、別表の「物品支給一覧表」に限るものとする。

- 5 物品支給を受けようとする団体は、物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を市長に提出するものとし、物品支給を受けた団体は物品支給申請書兼受領書（様式第4号）に受領者が記名し提出しなければならない。
- 6 物品支給を受けた団体は、消耗品受給報告書（様式第5号）又は、原材料受給完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

- 第6条 登録団体が活動を2年以上休止又は停止する場合は、団体登録廃止届（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、第3条第2項及び第4条第2項の規定により、登録団体が2年以上活動報告書の提出がない場合は、団体登録を解除することができるものとする。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。